

最高裁第二小法廷平成12年(あ)第1714号法人税法違反被告事件(原判決中被告人
両名に関する部分破棄)(破棄差戻し) 【最高裁ホームページ最近の最高裁判決】
【判例タイムズ1167号149頁】

【刑事事件/売上原価の損金算入時期】

判 示 事 項

- 1 原判決の理由の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 本件改修工事見積金額1億4668万円を当期の収益に係る売上原価として損金の額に算入することを認めるためには、その支払が債務として確定していたこと、すなわち、その義務の内容が客観的、一義的に明白で、費用を見積もることができる程度に特定されていたことを要する。
 - (2) 当期終了の日までの時点で、被告会社が本件改修工事を行うことが、A市との間で法的拘束力を伴った義務として確定するに至っていたとはいえないことなどの事情に照らすと、同日までの時点で、同工事に関する被告会社の義務の内容が客観的、一義的に明白であったとは認められない。したがって、同工事に関する費用を当期の損金とすることはできない。
 - 2 認定事実及び記録によれば、①A市は、都市計画法上の同意権を背景として、被告会社に対し本件改修工事を行うよう求めたものであって、被告会社は、事実上その費用を支出せざるを得ない立場に置かれていたこと、②被告会社が支出すべき費用の額は、終始第1案の工費に相当する金額であったこと、③被告会社は、昭和62年9月ころに建設会社に見積もらせるなど、同年9月末日までの時点において既にその支出を見込んでいたこと、などが明らかである。
 - 3 これらの事実関係に照らすと、当期終了の日である同年9月末日において、被告会社が近い将来に上記費用を支出することが相当程度の確実性をもって見込まれており、かつ、同日の現況によりその金額を適正に見積もることが可能であったとみることができる。このような事情がある場合には、当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が確定していないときであっても、上記の見積金額を法人税法22条3項1号にいう「当該事業年度の収益に係る売上原価」の額として当該事業年度の損金の額に算入することができるのと解するのが相当である。
 - 4 したがって、原判決には、損金の額に算入すべき売上原価について、法律の解釈を誤った結果、審理不尽、事実誤認の疑いがあり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。
- 判決年月日 H16-10-29 (H11-05-31) (<12-10-20)
コード番号 Z999-9050 (TAINS未収録) (TAINS未収録)